

（拡充）地域猫活動推進事業

（猫の不妊・去勢手術推進事業は継続）

現状・課題

飼い主のいない猫の増加を抑え、市民の快適な生活環境を保持するため、猫への不妊・去勢手術に要する費用に対し、県・市がそれぞれ補助をしていたが、令和7年度から県制度が市町村への間接補助に変更されるため、市への申請・相談が増える見込み。

※県制度分は4月中旬に募集枠に達する状況で、市補助があっても県補助がないと個人ボランティアの負担が増える



県制度

（「飼い主のいない猫不妊手術等推進事業」を終了しR7～「地域猫活動推進事業」を開始）

【R6】県から県民へ直接補助（申請受付は福祉保健所）

○申請要件：不妊・去勢手術を行うこと
（個人やボランティアが実施）

○補助金額（上限）

- ①飼い主のいないメス猫：10,000円/匹
- ②集中枠 メス猫：10,000円/匹
- ③集中枠 オス猫：5,000円/匹 ※集中枠は25匹以上

【R7】県から市町村への間接補助（申請受付は市町村）

○申請要件

- ・TNR活動、地域環境の保全活動、猫の遺棄対策を町内会等の地域団体が主体的に行うこと
（地域住民を含む地域猫活動団体（3人以上）が実施）
- ・上記に対しての市町村の地域猫活動計画が必要

○補助金額（上限）（補助率1/2）

- ①メス猫：6,000円/匹
- ②オス猫：4,000円/匹



取組内容

NEW ✨

○地域猫活動団体が主体的に実施

（県制度に合致していれば県補助対象）※R7追加事業

○申請要件：県の補助要件と同じ ※事前申請

○市補助金額（上限）

- ①飼い主のいないメス猫：12,000円/匹
- ②飼い主のいないオス猫：8,000円/匹

○予算額（200千円 うち県補助金100千円）

- ①120千円（10匹） ②80千円（10匹）

※町内会等の地域団体が不妊・去勢手術後も活動を続けていく前提であるため対象件数は少ない見込。（対象外は下記の市単独事業を適用）

継続

○猫の不妊・去勢手術推進事業

（市単独）※現行どおり

○申請要件：不妊・去勢手術を行う市民 ※事後申請

○補助金額（上限）

- ①飼い猫 メス猫：3,000円/匹
- ②飼い主のいないメス猫：5,000円/匹
- ③飼い主のいないオス猫：3,000円/匹

○予算額（810千円）

- ①150千円（50匹） ②450千円（90匹） ③210千円（70匹）

○その他

・事業周知は4月広報誌、市HP。

（県：ボランティア団体へ周知済。今後、説明会を予定）

・地域猫活動は団体設立・計画作成を要するため先着順。